

社会福祉法人日進福祉会 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日までの4年間

2. 目標

①子育てや介護などの事情で勤務地の変更が困難な職員について勤務地を限定する。

②雇用期間に定めのあるパートタイム職員を期間の定めのない契約に切り替える事により、パートタイム職員を長期的な労働力と位置づける。それにより、パートタイム職員の意欲向上を促進し、法人全体の離職率の改善が見込まれ、職員全体の負担軽減となり、各休暇や所定外労働の削減につなげる。

③地域の子どもの施設見学及び、若者のインターンシップの受け入れを行う。

3. 対策

目標①について

- ・ 管理者等のヒヤリングにより勤務地の変更が困難な職員の把握を行う。
- ・ 中途採用活動の強化により、欠員が生じた場合でも異動が伴わない形で職員の充足を図る。

目標②について

- ・ 長期就業の希望のある職員については、原則、雇用継続を実施する。
- ・ パートタイム職員等雇用の就業規則を期限の定めのない形態に変更してゆく。

目標③について

- ・ 受け入れ可能な事業所を選定し、職員に次世代育成支援の説明を行う。
- ・ 関係行政機関や地域の学校と連携して体制作りを行う。